

国立大学法人大分大学教育学部の設置に伴う関係内規の整備に関する内規

平成28年3月30日制定

平成28年内規第3号

平成28年3月31日において教育福祉科学部に在学していた者に対する同年4月1日以降における関係内規の適用については従前の例によるものとし、当該内規に係る事務については、教育学部事務部において処理する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。